



薬学部 3 教員授業復帰 中労委で和解成立

2月12日、教職員組合は1月11日に交わされた確認書に従って6年制薬学部授業担当外しの件で理事会と和解調印した。当日は、審査委員長の下で「将来のためのステップ」(審査委員長)として約30分間新旧学長と当事者3教員の5者面談が行われ、その約10分後に、中労委審査委員会室で、教職員組合と大学理事会それぞれの代理人が用意されていた中労委「和解勧告書」(後掲)を受諾する旨の押印をし、最後に審査委員長が和解を認定した。

和解の内容は、1月11日に合意した5項目である(和解勧告書)。和解の核心は、「大学は、佐倉及び荒川の両名について、6年制薬学部担当とし、田端を同学部兼担とする」ことである。そこに至るまでに教務上の手続きなど(「所定の手続き」)を経ることになるが、「平成21年4月までの可及的速やかな時期に6年制薬学部の授業担当とする」とされた。佐倉、荒川両組合員の大学院担当については、「平成20年度において4年制薬学部大学院担当とする」ことが取り決められた。これによって、大学院については今春から、6年制薬学部については遅くとも来春までに授業担当が実現することとなった。

組合側は、この勝利内容を得るために、石川県労働委員会で認定された「不当労働行為」に関して直接的な言及がないことに異議を唱えなかった。これは、中労委審査委員(3名で構成)の強い勧めもあり、当事者の将来を考え、実質勝利にとどめることにしたからである。この和解により、石川県労働委員会の救済命令は法律上失効する。とは言え、理事会が同委員会より不当労働行為を厳しく認定され、救済命令が発令された、という事実は消えることはない。

和解が成立した以上、当事者双方は、約束の期日までにそれぞれの履行義務を果たさなければならない。

和解の内容

和解勧告書は、全体の構成を見ると、第1項は精神的に和解を包括する「前文」で、真の和解はここに盛られている精神の理解如何にかかっている。ここには社会の期待も込められていると考えるべきである。第2項以下は、一つ一つの独立した条項である。条項毎に当事者双方が履行しなければならないことが記載されている。

第1項は、既に「組合ニュース」第265号で、その意味の概略を示したので、参照されたい。

第2項は、アンケートに対する「回答」に関するものである。アンケートとは平成16年6月の「国試対策と留年生対策」、平成17年3月の6年制薬学部配置希望調査にとりまう「6年制薬学部教育への抱負」である。これらアンケートへの記載内容を

理事会は問題視したが、文字通りアンケートであり、これを持って個人評価の根拠とすることは字義からの作為的逸脱であり、アンフェアである。そのことは石川県労委も認定したところであった。同県労委は、6年制教員配置基準を明示していなかったと認定した上で、「恣意的裁量を許す基準に基づき、6年制担当教員の適否を適正に判断することはできない」、したがって、事前に利用目的を明示しなかったアンケートの回答により、不適任とすることは正当な理由にならない、と判断していた（「命令書」25～27ページ）。今回和解の条件として、理事会はそれを再度尋ねたいということであった。組合はアンケートの回答内容が6年制薬学部復帰の条件でないことを確認し、事後に問題を生じないように中労委の仲介という条件付きで、和解のために再回答した。回答の内容自体は、正当かつ良識的な見解以外特別なことはありえない。

第3項は、既述の通り和解の核心である。この条項は、和解のために大学（理事会）が約束した義務である。理事会は3名を6年制薬学部担当または兼担としなければならない。また2名の組合員を平成20年度において4年制薬学部大学院の担当としなければならない。

第4項は、学部授業担当の義務履行時期の明示である。大学（理事会）は、可及的速やかに3名の組合員を6年制薬学部の授業担当としなければならないことが明記された。ここで重要なことは、最終期限を平成21年4月までとしつつ、できるだけ早く授業に復帰させることを約束している点である。なお、「実現可能な段階」は担当できる授業枠が生じた段階を意味し、「所定の手続」は大学において一般的常識的に行なわれている教務上の手続を示すものであることが、和解勧告案の作成段階において明確にされている。この条項により、授業復帰は遅くとも平成21年度までと明示されたのである。

このように、第3項及び第4項は、今回の救済申立の核心である。組合は、不当労働行為意思によってなされた3名の6年制薬学部授業担当外しの撤回を求めてきた。中労委では和解によって不当労働行為の認定には至らなかったが、3教員の担当回復は約束された。組合がこの和解を実質勝利と判断した理由である。

第5項は、組合側の譲歩であり、組合側が履行しなければならない義務である。しかし、和解条項の第4項と第5項は関連づけられていない。したがって、第5項は義務ではあるが、授業復帰の前提条件ではない（論文提出後に授業担当を決めるものではない）。

この条項のポイントは、研究業績に関する、他の教員の場合と違う特別扱いとなっていることである。当該2教員にのみに特別な義務を課すことは、それ自体差別であり、組合が県労委へ救済を申し立てた趣旨からも、本来、到底容認し難いことである。しかし、中労委で再度救済命令を勝ち取ったとしても、さらに行政訴訟などで紛争が長引きそうなこと、このことによって3人の当事者本人と大学（理事会ではない！）が回復できないダメージを被るのは容易に予見できることなどを深慮して、大局的な見地から耐え忍ぶことを選択した。組合にとっては、ましてや本人らにとっては、苦渋の選択であった。審査委員長自身、前回1月11日の審問で、「このような形の論文作成は本意ではない」と遺憾の意を表明しつつも、その上であえて「忍ぶこと」の意義を説いたところであり、耐え難きを耐えてこの第5項目を受け入れる決断をした。

しかし、和解成立に至ったことにより、石川県労委の判断が覆ったということではない、大学理事会はその判断と命令の重みを決して忘れてならない。教職員の努力もさることながら、理事会の反省なくして北陸大学の未来はない。

教員の失われた時間 理事会は即時義務履行を！

一昨年5月26日の石川県労働委員会への提訴以来、教職員組合は、申立書は言うに及ばず、準備書面、当事者3人の陳述書及び証言、組合OB・現役役員の陳述書、大量の証拠書証など、実に膨大な資料により理事会の不当労働行為を立証し、石川県労働委員会の厳格に論理構成された不当労働行為の認定と救済命令を勝ち取った。この命令を背景に、中労委でも、昨年10月の最初の審査から事実上3組合員の救済和解を目的とする審査が行われた。このように労働委員会の判断においても、金沢地裁の仮処分決定においても、理事会側に道理は認められなかった。

この間、3組合員の教員としての貴重な時間が失われた。彼らは組合員である以前に教員である。大学に不要な教員がいるはずもなく、その分大学にとっても大きな損失であったはずだ。法人理事及び教学リーダー諸氏は、他人の運命を左右する立場にあることを十分自覚し、県労委が認めるように自らの責任なくして仕事を奪われた者の失われた時間と心の内に思いを馳せるべきだ。失われた時間と大学の被った損失を考えれば、和解が成立した今、大学がなすべきことは早急にそれを取り戻すことだ。

法人理事会の不公正な作為によって失われたものは教員の時間だけではない。中でも大学の社会的信用は大きく失墜し、この点においても大きな損失がもたらされた。教職員組合は、理事会自身がこれらのことを深く自己批判し、中労委の勧告に素直に従い、大学が置かれている厳しい状況の下でこれ以上大学が法的・道義的に混乱し、さらに疲弊を招くような事態を回避すべく、和解勧告の第1項で唱われた和解の精神に則り、即時授業復帰に向け真剣に努力することを望みたい。

学内外からご協力頂いた方はもとより、組合員のこれまでのご協力を感謝します。同時に、組合員の皆さんの力を再結集して、一人の犠牲者も出すことなく困難な時期を乗り切ることを要請したいと思います。今回のケースで組合が負った義務を思い、組合の実務の面でも皆さんの一層のご協力をお願いします。

ご援助いただいた方々へ3組合員からの御礼

北陸大学理事会が3教員を6年制薬学部担当などから除外した行為が組合への支配介入に当たるとして、教職員組合は不当労働行為救済を申し立てました。石川県労働委員会は不当労働行為を認め、救済命令を発しましたが、これに対して大学側は中央労働委員会に不服申し立てを行いました。既報のように、救済申し立てから1年9ヶ月を経て、中央労働委員会の強い勧告により、この度、ようやく和解に至りました。

この間、教職員組合の皆様、OB、及び、私大教連の担当者の方々には、度重なる弁護団会議や審問への同席、膨大な陳述書の作成などに、強力で多大なご援助を頂きました。外部の方のご支援も頂きました。「こんなばかげたことを・・・」と、徒勞感に苛まれる闘いであって、心を穏やかにここまで戦い抜くことができましたのは、組合と皆様方のご援助と励ましのお陰に外なりません。この機会にこの場を借りて、改めて感謝の気持ちをお伝えする次第です。

今回の件が勝利の和解に至ったことの意義は、本学で理不尽な差別、不当労働行為が許されないことを具体的な成果と示したことにありと思っています。 不当な扱い

に屈することなく継続できたこの度の闘いは、組合の存在、そして有形無形の多くのご支援の輪があったからこそ可能でありました。今後も大学を巡る状況が逼迫するにつれ、理不尽な事態が新たに起きないとは限りません。現に2人の教員が不当に解雇されている状況です。私たちはしっかりと支え合い、理性的にねばり強く闘う姿勢を貫く必要があります、またそれによって不当な圧力を撥ね退けることができると確信しました。

組合の支援を軸に多方面から熱い支援を受けた者として、お礼を申し上げるとともに、僭越ながら、今後とも組合の一層の強化に向けて皆様方のご参加とご協力を強くお願いする次第です。

2008年2月18日

荒川靖、 佐倉直樹、 田端淑矩

和解勧告書

中央労働委員会は、学校法人北陸大学（以下「大学」という。）と北陸大学教職員組合（以下「組合」という。）との間の中労委平成19年（不再）第26号事件に関し、下記により和解することを適当と認め、和解を勧告する。

記

- 1 大学及び組合は、これまでの長期にわたる労使紛争の経緯を踏まえ、本件が当委員会における和解により解決したことを確認し、今後、大学の健全な発展及び労働基本権の尊重を旨とし、信頼と理解を深め、労使間の諸問題について早期かつ平和裡に解決を図り、良好な信頼関係を築いていくことに努める。
- 2 大学は、佐倉ら3名が、「国家試験対策についての具体的な実行案」「留年生対策についての具体的な実行案」「6年制薬学部への教育に対する姿勢」について、実効性を挙げるために教育する立場からの回答を改めて行ったことを確認する。
- 3 大学は、佐倉及び荒川の両名について、6年制薬学部担当とし、田端を同学部兼担（具体的な授業担当は4による。）とする。
大学は、佐倉、荒川の両名について、平成20年度において4年制薬学部大学院の担当とする。
- 4 佐倉、荒川及び田端については、実現可能な段階で、所定の手続を経た上で、平成21年4月までの可及的速やかな時期に6年制薬学部の授業担当とする。
- 5 荒川と田端は、平成21年3月末日までに1報の研究業績を挙げるとともに、以後も引き続き、具体的な研究業績を挙げるよう鋭意努力するものとする。

以上

平成20年2月12日